

香芝市民図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、香芝市民図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、香芝市民図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書館資料を確保し、もって市民への図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度とは、図書館の雑誌に広告を掲出しようとする者（以下「スポンサー」という。）が、雑誌の購入費用を負担し、当該雑誌を図書館に納入する対価として、当該雑誌の最新号カバー及び雑誌架に広告を掲出し、また、スポンサー名を館内及び図書館ホームページに掲載することにより、図書館利用者の閲覧に供するものをいう。

2 スポンサーが希望する場合、前項の広告以外に、配布用の広告を図書館内に設置することができる。

(スポンサーの対象)

第4条 スポンサーの対象は、企業又は団体、個人事業者等とする。ただし、個人又は次の各号に掲げる者は対象外とする。

- (1) 香芝市広告掲載基準第3条に規定する業種又は事業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者

(雑誌の選定)

第5条 スポンサーは、図書館の雑誌リストの中から納入する雑誌（以下「提供雑誌」という。）を選定するものとする。ただし、自身が発行する雑誌を選定することはできない。

2 図書館の雑誌リストに希望する提供雑誌が見つからない場合は図書館と協議するものとする。

(広告の規格等)

第6条 提供雑誌の最新号カバーの表面並びに裏面及び雑誌架に掲出する広告又は配布用の広告の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、香芝市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたとき

は、この限りではない。

- (1) 提供雑誌の最新号カバーの表面には、スポンサー名を表示するものとし、縦10センチメートル×横15センチメートル以内で、雑誌面の大きさを上回らず、かつ、雑誌名と重なることのない大きさとする。
 - (2) 提供雑誌の最新号カバーの裏面の広告については、提供雑誌の裏表紙サイズまでのものであって、片面印刷のものとする。
 - (3) 提供雑誌を配架する雑誌架の広告については、当該雑誌を配架する雑誌架の扉の大きさを上回らない範囲のものであって、片面印刷のものとする。
 - (4) 配布用の広告は、A4判以下のサイズであって、片面又は両面印刷した1枚ものとする。
- 2 広告の作成費用は、スポンサーの負担とする。
 - 3 提供雑誌の配架位置は、図書館が決定するものとする。

(広告の内容)

第7条 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれがないものであって、かつ、香芝市広告掲載要綱第3条に該当しないものとする。

(広告の掲出等期間)

第8条 広告の掲出等の期間は、掲出等が決定した月の翌月以降の直近に出版された号から当該年度の3月31日までとする。ただし、スポンサーから希望があれば、配布用の広告の設置期間は提出等が決定した日から設置できるものとする。

- 2 広告の掲出等の期間満了の2ヶ月前までに、委員会又はスポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(申込方法)

第9条 スポンサーに申し込もうとする者（以下「申込者」という。）は、香芝市民図書館雑誌スポンサー制度申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）に必要事項を記入の上、広告の図案及び申込者の概要が分かる書類（以下「広告図案等」という。）を添えて、委員会に提出しなければならない。

- 2 同一雑誌について、複数の者から申込みがあった場合、申込み時期の早い者を優先する。

(審査)

第10条 委員会は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容について審査を行い、その可否について決定するものとする。

(通知)

第11条 委員会は、前条の審査結果を香芝市民図書館雑誌スポンサー決定通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

(支払方法)

第12条 提供雑誌は、委員会が指定する雑誌の納入業者から購入するものとし、その費用は、スポンサーが納入業者に直接支払うものとする。

2 提供雑誌の購入費用の支払いは、納入業者から請求があったときに行うものとする。

3 振込手数料等の支払いに必要な一切の経費は、スポンサーの負担とする。

4 提供雑誌が休刊又は廃刊した場合は、委員会とスポンサーが協議の上、別の雑誌に広告を掲出することができる。

(スポンサーの取消し)

第13条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、スポンサーの決定を取消することができる。

(1) 第4条ただし書に規定するいずれかに該当することが判明したとき

(2) 広告の内容が第7条の規定する基準に該当しないとき

(3) その他委員会が適当でないと認めたとき

2 委員会は、前項の規定により、スポンサーの決定を取消した場合、スポンサーに対してその賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定によりスポンサーの決定を取消した場合は、既に納入されている雑誌及びその費用の返還は行わない。

(スポンサーの責務)

第14条 広告の内容に関する一切の責任は、スポンサーが負うものとし、広告の掲載等に関して第三者に損害を与えた場合は、スポンサーの負担において解決するものとする。

(提供雑誌の所有権)

第15条 提供雑誌の所有権は、香芝市に帰属し、図書館の所蔵とする。

(広告内容の変更及び修正)

第16条 広告掲示期間途中において、提示した広告の内容を変更しようとするときは、新たに掲示しようとする広告を委員会に届けなければならない。

2 委員会は、掲示する広告の内容が、公共性並びに図書館の品位保持及び信頼性を損なうおそれがあると認められるときは、修正を指示することができる。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年8月2日から施行し、令和元年8月1日から適用する。

(香芝市民図書館雑誌スポンサー制度募集要領の廃止)

- 2 香芝市民図書館雑誌スポンサー制度募集要領は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要領の施行の際現にスポンサーとなっている者は、この要領に基づくスポンサーとして決定した者とみなす。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。